

## 申 告 書

私は、下記の事項のいずれにも該当しないことを申告します。

年 月 日

氏名  
(法人名)

印

熊本市長 （宛）

### 記

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法、生活環境の保全を目的とする法令（大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害）・第206条（傷害助勢）・第208条（暴行）・第208条の3（凶器準備集合）・第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自動車リサイクル法第66条（自動車リサイクル法第72条において読み替えて準用する場合も含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又これに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下各号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- 5 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において、「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- 7 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記の1から6のいずれかに該当するもの
- 8 法人でその役員又は政令で定める使用人（注1）のうち、1から6までのいずれかに該当する者のあるもの
- 9 法人で、暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 10 個人で、使用人に上記の1から6に該当する者のあるもの

注1） 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者である者

（1）本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

（2）継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。